

議会議案第2号

藤井寺市議会委員会条例の一部改正について

標題の議案を次のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	藤井寺市議会議員	國下尊央
同	同	片山敬子
同	同	横山太喜
同	同	松木洋介
同	同	伊藤政一
同	同	木下 誇
同	同	山本忠司

提案理由

地方自治法の一部が改正され、文書等により提出が求められているものなど、オンライン化を可能とする規定が新設された。これらの手続きをオンラインで行う場合の具体的方法等を定めるとともに、令和6年4月1日付けで実施する組織機構改革に対応するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤井寺市議会委員会条例（昭和44年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「総務部」を「政策企画部」に改め、同号ウ中「政策企画部」を「総務部」に改め、同項第2号エを削る。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第26条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。